

日 誌 (昭和36年 2月)

【国 内】

- 1日 ○本行、アメリカ合衆国通貨表示外国為替引当貸付利率を引下げ(日歩8厘を7厘へ)
○日本開発銀行、貸付基準利率の引下げを実施(年利9%を8.7%へ)
- 7日 ○証券取引所および証券金融会社、株式の信用取引の規制強化を実施(23銘柄につき委託保証金率、貸借担保金率をそれぞれ60%から70%へ引上げ)
- 8日 ○外国為替銀行、米ドル建輸入ユーザンス金利を引下げ(3か月もの年利5.5%以上を5.375%以上へ、4か月もの年利5.625%以上を5.5%以上へ)
- 15日 ○全国信用金庫協会、貸出金利の日歩1厘引下げを実施
- 17日 ○昭和35年度一般会計予算補正(第2号)および特別会計予算補正(特第2号)成立
- 20日 ○農林中央金庫、系統外貸付金利の日歩1厘引下げを実施
○証券取引所および証券金融会社、株式の信用取引の規制強化を実施(2月7日実施の規制措置を他の18銘柄にも追加適用)
- 22日 ○本行、連合王国通貨表示外国為替引当貸付利率を引上げ(日歩1銭1厘を1銭2厘へ)
- 24日 ○日本・ブルガリア貿易支払い協定調印
○自治省、昭和36年度地方財政計画を決定
- 25日 ○本行、アメリカ合衆国通貨表示外国為替引当貸付利率を引上げ(日歩7厘を8厘へ)

【海 外】

- 1日 ○セイロン中央銀行、商業銀行の要求払預金に対し、特別準備率(38%)を適用
- 2日 ○ケネディ米大統領、経済特別教書を議会に提出
○イタリア、中小企業信用法を1962年6月30日まで延長
○韓国、公定為替レートの切下げ(1米ドル当り1,000ウォンから1,300ウォンへ)および貿易為替制度の改正を実施
- 6日 ○ケネディ米大統領、国際収支特別教書を議会に提出
○英蘭銀行、中期輸出入金融優遇措置を発表
- 10日 ○イタリア・モロッコ経済協定調印
- 14日 ○EFTA第3回閣僚会議、次期域内関税引下げ期日を6か月繰り上げ本年7月1日とすることを決定
- 15日 ○IMF理事会、英国、西ドイツなど10か国の第8条国移行を承認
- 17日 ○ブレンターノ西ドイツ外相訪米、米政府首脳と後進国援助問題その他につき討議
- 20日 ○米連邦準備制度公開市場勘定マネージャー、公開市場操作の対象に長期債をも含める旨発表
- 22日 ○GATT理事会、ジュネーブにて開催(3日2日まで)
○アデナウアー西ドイツ首相訪英、経済統合開発問題その他につきマクミラン英首相と会談
○イタリア貿易省、外国株式および社債の売買自由化決定
- 24日 ○イタリア・ソ連1961年度通商協定調印
○イタリア、ユーゴスラビアに対する借款協定調印(35百万ドル)
- 27日 ○西欧同盟閣僚会議、パリにて開催